

## 徳島県情報公開審査会答申第85号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成21年3月10日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「消費者大学校の修了について阿南市への指導がわかる文章」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成21年3月19日、実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成21年4月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成21年4月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

どのように指導したか、指導方法がわからない。阿南市〇〇課の課長と話した文章が欲しい。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

実施機関は、近年の複雑・多様化する消費者問題に対する消費者自身の対処能力と

消費者教育を行う指導力の開発を支援し、地域における消費者活動を推進するリーダーを養成、研修するために、消費者大学校を開校している。

本件請求は、異議申立人が消費者大学校を修了したことを阿南市（以下「本件地方公共団体」という。）の職員に軽視されたと思い、実施機関は普段、市町村の職員に対してどういう指導をしているのか、その指導したことが分かる公文書の公開を請求したものである。

しかし、当該案件に係る指導の事実はなく、従って、本件請求に対する公文書は存在しないため、公開請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

そもそも地方公共団体による職員への指導は、職務命令権限を有する所属長や、人事を所管する部局により行われるものである。そして、一般論として、ある地方公共団体が、他の地方公共団体の職員に対する包括的な職務命令権限・人事権を有することはない。

この点は、実施機関と本件地方公共団体においても同様である。

また、実施機関において、「他の地方公共団体職員に対する消費者大学校の意義等に関する指導」といった個別具体的な権限を有する訳でもなく、また、そのような行政慣行もない。

したがって、実施機関が本件地方公共団体の職員に対して指導した事実はないとする説明に、不自然・不合理な点があるとは認められず、指導に関する文書が存在しないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当というほかない。

### 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 4月27日	諮問
5月13日	実施機関からの理由説明書を受理

7月24日	審議（第68回審査会）
8月25日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第69回審査会）
9月17日	審議（第70回審査会）